

対照表

○安城市市民参加条例（平成23年3月24日安城市条例第 号）

市民会議素案	修正案	変更点
1. 条例の目的 この条例は、<u>安城市自治基本条例第14条に基づき、適切かつ効果的な市民参加の手法を具体的に定めることにより市民参加の権利を保障するとともに、</u>市民が主役の自治の実現を図ることを目的とします。 2. 用語の定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 （1）市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。（自治基本条例に同じ） （2）市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。（自治基本条例に同じ） （3）市民参加 市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。（自治基本条例に同じ） 3. 市民参加の基本原則 3-1 市民参加は、市民に<u>平等に</u>その機会が保障されることにより行なうものとします。 3-2 市民参加は、市民、市長その他の執行機関が、<u>市政に関する</u>情報を<u>お互い</u>に提供し、共有して行うものとします。 3-3 市民参加は、市民、市長その他の執行機関が、<u>相互の</u>役割を理解し、尊重して行うものとします。 4. 市民の責務 4-1 市民は、市政<u>に関する</u>関心を高め、市民参加に	（目的） 第1条 この条例は、<u>市民参加の基本的な事項を定めることにより、市民参加を推進し、もって</u>市民が主役の自治の実現に<u>寄与する</u>ことを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。）をいう。 （2）市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 （3）市民参加 市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいう。 （基本原則） 第3条 市民参加は、市民に<u>等しく</u>その機会が保障されることにより<u>行われるものとする</u>。 2 市民参加は、市民<u>及び</u>市長その他の執行機関が<u>互いの</u>役割を理解し、尊重して<u>行われるものとする</u>。 3 市民参加は、市民<u>及び</u>市長その他の執行機関が、情報を互いに提供し、共有<u>することにより行われるものとする</u>。 （市民の責務） 第4条 市民は、市政<u>への</u>関心を高め、市民参加に	・自治基本条例第14条に基づきを削除 ・参加の手法のみではないので、基本的な事項に変更 ・市民参加の推進をし、市民が主役の自治を実現 ・自治基本条例の表現に合わせて、「平等に」⇒「等しく」 ・自治基本条例の表現に合わせて、「相互」⇒「互い」 ・自治基本条例の表現に合わせて、「互い」

市民会議素案	修正案	変更点
関して理解を深めるよう努めます。 4-2 市民は、自らの発言<u>と</u>行動に責任を持って自主的かつ積極的に市民参加するよう努めます。 4-3 市民は、市民相互の<u>意見</u>を尊重し、市全体の利益を考慮して市民参加するよう努めます。 5. <u>市</u>の責務 5-1 市長その他の執行機関は、<u>市民の自主性を尊重し</u>、市民参加の機会を提供するものとします。 5-2 市長その他の執行機関は、市民の<u>意見を尊重</u>し、市の施策に反映<u>する</u>よう努めます。 5-3 市長その他の執行機関は、市民<u>自らがまちづくりについて考え、行動できるよう市政に関する情報を提供し、わかりやすい説明に</u>努めます。 <u>5-4 市長その他の執行機関は、市民自らが市民参加への一歩を踏み出せるよう、意識の醸成と環境整備に努めるとともに、職員への啓発、研修等により、市民参加の重要性の浸透に努めます。</u> 6. 市民参加の対象 6-1 市民参加の対象となる事項（以下、「対象事項」といいます。）は、以下の通りです。 （１）市政に関する<u>基本方針</u>を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例の制定又は改廃 （２）<u>市の基本構想、基本方針、その他の</u>基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 （３）広く<u>市民に適用され</u>、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 （４）市民の公共の用に供される<u>大規模な</u>施設の設	関して理解を深めるよう努めるものとする。 2 市民は、自らの発言<u>及び</u>行動に責任を持ち、<u>自主的かつ積極的に市民参加を</u>するよう努めるものとする。 3 市民は、市民相互の<u>意見（提案を含む。以下同じ。）</u>を尊重し、市全体の利益を考慮して市民参加<u>を</u>するよう努めるものとする。 （<u>市長その他の執行機関</u>の責務） 第5条 市長その他の執行機関は、市民参加の機会を<u>積極的に</u>提供するものとする。 2 市長その他の執行機関は、<u>市政に関する情報を正確に、かつ、わかりやすく市民に提供するよう努めるものとする。</u> 3 市長その他の執行機関は、市民の<u>意向を的確に把握</u>し、市の施策に反映<u>させる</u>よう努めるものとする。 （市民参加の対象） 第6条 市長その他の執行機関は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を実施しようとするときは、市民参加を求めなければならない。 （１）市政に関する<u>基本的な方針</u>を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限する<u>ことを内容とする</u>条例の制定又は改廃 （２）<u>総合計画及び市の</u>基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 （３）広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 （４）<u>広く</u>市民の公共の用に供される施設の設置に	・参加は、権利であって義務でないことが前提であるので、「自主性の尊重」を削除 ・市民が、「市民参加の権利」を行使するうえでの前提条件のため、「積極的に」提供する ・表現を変更 ・自治基本条例の主旨に合わせて、「意見を尊重」⇒「意向を的確に把握」 ・自治基本条例に市長等の責務、職員の責務が謳われているため削除 ・自治基本条例の表現に合わせて、総合計画と明記 ・多くの市民が利用する施設であり、事業費や規模

市民会議素案	修正案	変更点
置に係る基本計画等の策定又は変更 6-2 市長その他の執行機関は、対象事項以外の事項であっても市民参加の対象とすることができます。 6-3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加<u>の対象としないことができます。</u> (1) 軽易なもの (2) 緊急に行わなければならないもの (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの (4) <u>市の機関</u>内部の事務処理に関するもの (5) 市税の賦課徴収、<u>その他金銭の徴収に関するもの</u> <u>(6) 前各号に掲げるものの他、これらに準ずるもの</u> 6-4 市長その他の執行機関は、前項の規定により市民参加<u>の対象としないものとしたことについては</u>、その理由等を公表します。 7. 市民参加の方法 7-1 市長その他の執行機関が市民参加を求める場合の市民参加の方法は、次に掲げるとおりです。<u>ただし、法令等に特別の定めがある場合は、その手続によります。</u> (1) 審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するもの<u>で、その構成の全部又は一部に市民が含まれるもの</u>をいう。）への付議 (2) パブリックコメント（市長その他の執行機関が、施策の趣旨、目的、内容<u>等</u>の必要な事項を<u>広く</u>公表し<u>た上で</u>、これに対する市民からの意見を求め、<u>提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに</u>、	係る基本計画等の策定又は変更 <u>(5) その他市民参加を求める必要があると認められるもの</u> 2 <u>市長その他の執行機関は</u>、前項の規定にかかわらず、<u>対象事項が</u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加<u>を求めないことができる。</u> (1) 軽易なもの (2) 緊急に行わなければならないもの (3) 法令<u>等</u>の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの (4) <u>市長その他の執行機関</u>内部の事務処理に関するもの (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの 3 市長その他の執行機関は、前項の規定により市民参加<u>を求めないこととしたときは</u>、その理由を公表するものとする。 (市民参加の方法) 第 7 条 市長その他の執行機関が市民参加を求める場合の市民参加の方法は、次に掲げるとおりとする。 (1) 審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関<u>(以下「附属機関」という。)</u>及びこれに類するものをいう。<u>以下同じ。</u>）への付議 (2) パブリックコメント（市長その他の執行機関が、施策の趣旨、目的、内容<u>その他</u>必要な事項を公表し、これに対する市民からの意見を求め<u>る手続</u>をいう。<u>以下同じ。</u>）の実施	でなく、用途に着目して判断する 「広く」⇒追加、「大規模な」⇒削除 ・意見を求めるまでに変更し、意見の取扱いと公表については第 12 条で記載

市民会議素案	修正案	変更点
<u>意見に対する考え方を公表する制度</u>をいう。)の実施 (3) 市民説明会(市長その他の執行機関が、<u>施策の趣旨、目的、内容等に対して</u>の説明を行い、これに対して市民と市長その他の執行機関<u>及び市民同士の意見交換を目的とする集まりをいう。)</u>の開催 (4) ワークショップ(<u>市長その他の執行機関が、施策に対して複数の市民との一定の合意形成を図るために行う手法で、市民と市長その他の執行機関及び市民同士の自由な議論を目的とする集まりをいう。)</u>の実施 <u>(5) 市民意向調査(市長その他の執行機関が施策に対して市民の意向を把握するための調査をいいます。)</u>の実施 (6) <u>前各号に掲げるもののほか、</u>市長その他の執行機関が適当と認める方法 <u>7-2 市長その他の執行機関は、対象事項の性質、影響及び関心度を考慮して、その結果を市長その他の執行機関の決定に生かすことができる時期に前項に定める方法のうちから、1以上の適切な方法により行います。</u> <u>7-3 前項の場合において、市長その他の執行機関は、多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、2以上の市民参加の方法を併用するよう努めます。</u>	(3) 市民説明会(市長その他の執行機関が施策の趣旨、目的、内容<u>その他必要な事項</u>の説明を行い、これに対して市民と市長その他の執行機関が意見交換をする集まりをいう。)の開催 (4) ワークショップ(<u>市民と市長その他の執行機関又は市民同士が議論することにより、市民の意見の方向性を見出すことを目的とする手続をいう。)</u>の実施 (5) <u>その他</u>市長その他の執行機関が適当と認める方法 <u>(市民参加の実施)</u> 第8条 市長その他の執行機関は、<u>市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の性質、影響及び関心度を考慮して、前条各号に規定する方法のうちから適切と認める1以上の方法により行うものとする。ただし、対象事項が特に市民に与える影響が大きいと認めるときは、2以上の方法を併用するものとする。</u> <u>2 市長その他の執行機関は、市民以外の者で対象事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対して前項の規定による方法により市民参加を求めるよう努めるものとする。</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、法令等の規定により方法が定められている場合は、その方法によるものとする。</u>	・一定の合意形成まででなく、一定の方向性を見出すこととする ・アンケートは、その他に含む ・7-2 と 7-3 を一緒にして第8条第1項 ・利害関係を有するものも市民参加に努めることを追加 ・7-1 のただし書きの部分

市民会議素案	修正案	変更点
8. 意見や結果の取り扱い 8-1市長その他の執行機関は、市民参加で提出された意見や提案を総合的、<u>多面的</u>に検討します。 8-2市長その他の執行機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに提出された意見、提案、提案の<u>検討過程及び</u>検討結果を公表します。 <u>8-3 市長その他の執行機関は、情報公開条例に定める非公開情報は公表しないことができます。</u> 9. 公表の方法等 市長その他の執行機関は、市民参加手続に関する事項を公表するときは、次の方法によります。 (1) 市役所担当窓口での供閲又は配布による公表 (2) 市の広報誌掲載による公表 (3) 市の公式ウェブサイト掲載による公表 (4) その他、効果的に周知できる方法 10. 実施状況や実施予定の公表 市長その他の執行機関は、毎年度1回、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表します。 11. 審議会等 11-1 市長その他の執行機関は、審議会等を構成する委員として選任できる者には、<u>原則公募により選任された者</u>を含めます。 11-2 市長その他の執行機関は、審議会の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の<u>多数</u>な意見が反映されるよう努めます。 11-3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表します。 11-4 審議会等の会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。	(審議会等) 第9条 市長その他の執行機関は、審議会等を構成する委員として選任できる者には、<u>原則として公募による市民</u>を含めるものとする。 2 市長その他の執行機関は、審議会<u>等</u>の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の<u>多様</u>な意見が反映されるよう努めるものとする。 3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表するものとする。 4 審議会等の会議は、公開とする。ただし、次の<u>各号の</u>いずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。	・ 第12条で記載 ・ 公表の方法は、規則で明記する ・ 第14条で記載

市民会議素案	修正案	変更点
(1) 法令等の規定により公開しないとされている場合 (2) <u>審議会</u>の内容に非開示情報が含まれている場合 (3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると<u>認められた</u>場合 11-5 市長その他の執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時、場所、<u>傍聴等の手続</u>について、公表するよう努めます。<u>ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りではありません。</u> 11-6 市長その他の執行機関は、審議会等の会議録を作成し、非開示情報を除き公表します。 12. パブリックコメント 12-1 市長その他の執行機関は、パブリックコメントにより意見を求めるときは、次に掲げる事項を事前に公表します。 (1) <u>政策等</u>の案を作成した趣旨、目的及び背景 (2) <u>政策等の案を立案する際に整理した市長その他の執行機関の考え方</u> (3) 市民が<u>当該政策等</u>の案を理解するために必要な<u>関連</u>資料 12-2 <u>市長その他の執行機関は、政策等の案の公表の日から1月の期間を設けて、意見等の提出を受けます。</u> 12-3 意見を提出しようとする<u>市民</u>は、<u>原則として</u>住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、<u>住所地</u>、名称及び代表者の氏名）を明らかにします。	(1) 法令等の規定により公開しないとされている場合 (2) <u>審議会</u>の内容に<u>安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第7条各号に規定する情報（以下「非開示情報」という。）</u>が含まれている場合 (3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると<u>認められる</u>場合 5 市長その他の執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催日時、<u>開催</u>場所、<u>議題等</u>について、公表するよう努めるものとする。 6 市長その他の執行機関は、審議会等の会議録を作成し、非開示情報を除き、速やかに公表するよう努めるものとする。 (パブリックコメント) 第10条 市長その他の執行機関は、パブリックコメントを<u>実施しようとするときは</u>、次に掲げる事項を事前に公表するものとする。 (1) <u>対象事項の案</u> (2) <u>対象事項</u>の案を作成した趣旨、目的及び背景 (3) 市民が<u>対象事項</u>の案を理解するために必要な<u>関係</u>資料 (4) <u>意見の提出方法、提出期間及び提出先</u> 2 <u>市民が意見を提出できる期間は、30日以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある</u>と認められるときは、この限りでない。 3 <u>市民は、意見を提出しようとするときは</u>、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、<u>所在地</u>、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。	・傍聴の手続等については規則で明記 ・1月を30日以上とし、期間を明確にする ・ただし書き追加（短縮できる規定） ・市民も責任を持って意見を提出するため、原則を削除

市民会議素案	修正案	変更点
12-4 市長その他の執行機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の策定的意思を決定します。 12-5 市長その他の執行機関は、政策等の策定意思を決定したときは、提出された意見の概要及びその修正内容を公表します。ただし、非開示情報に該当するものは除きます。		・ 第 12 条で記載 ・ 第12条で記載
1 3. 意見交換会（ワークショップ）・説明会等（市民説明会） 13-1 市長その他の執行機関は、市民説明会を実施するときは次に掲げる事項を事前に公表します。 （1）課題 （2）開催日時 （3）開催場所 （4）その他必要と認める事項 （ワークショップ） 13-2市長その他の執行機関は、ワークショップの開催にあたっては次に掲げる事項を事前に公表します。 （1）課題 （2）開催日時 （3）開催場所 （4）その他必要と認める事項		・ 市民説明会については、規則で明記 ・ ワークショップについては、規則で明記
1 4. 市民政策提案手続 14-1 市民は、対象事項の範囲において一定数以上の市民の連署をもってその代表者から市長その他の執行機関に対して自発的に政策を提案することができます。 14-2 市長その他の執行機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した代表者に通知し、原則として公表します。	（市民政策提案手続） 第 11 条 市民は、市長その他の執行機関が市民参加を求める場合のほか、対象事項の範囲において、10 人以上の市民の連署をもってその代表者から市長その他の執行機関に対して自発的に政策を提案することができる。	・ 一定数⇒10 人以上の連署 ・ 第12条で記載
	（意見の取扱い） 第 12 条 市長その他の執行機関は、市民参加があつ	

市民会議素案	修正案	変更点
1 4－2．広聴 市長その他の執行機関は、市民参加を推進するため、手紙、電子メール等による<u>提案、質問等</u>の受付、<u>アンケートの実施、直接的な対話の実施等の方法</u>により、市民の<u>意見</u>の把握<u>及び意見の聴取</u>に努めるものとしします。 1 5．その他の市民参加手続 <u>(市民意向調査)</u> 市長その他の執行機関は、<u>市民意向調査を実施するときは、次に掲げる事項を事前に公表します。</u> <u>(1) 目的</u> <u>(2) 内容</u> <u>(3) 対象者</u> <u>(4) その他必要と認める事項</u> 1 6．推進評価<u>機関</u>の設置 16-1 この条例に基づく市民参加を適切に推進するため、<u>地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき</u>、市長の附属機関として安城市市民参加推進評価会議（以下、「推進評価会議」といいます。）を設置します。 16-2 推進評価会議は、次に掲げる事項について審議します。 (1) この条例の運用状況に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項 (3) 市民参加の<u>手続</u>の実施状況の評価に関する事項 (4) <u>前 3 号に掲げるもののほか</u>、市民参加の推進評価に関する事項	<u>た場合は、市民からの意見を総合的かつ多面的に検討するものとする。</u> <u>2 市長その他の執行機関は、意見の検討を終え、意思決定を行ったときは、速やかに当該意見の検討結果を公表するものとする。ただし、その内容に非開示情報を含む場合は、この限りでない。</u> (推進評価<u>会議</u>の設置) 第 13 条 この条例に基づく市民参加を適切に推進するため、市長の附属機関として安城市市民参加推進評価会議（以下「推進評価会議」という。）を設置する。 2 推進評価会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。 (1) この条例の運用状況に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項 (3) 市民参加の実施状況の評価に関する事項 (4) <u>その他</u>市民参加の推進評価に関する事項	・ 第 15 条で記載 ・ その他の方法のため削除

市民会議素案	修正案	変更点
16-3 推進評価会議は、次に掲げる者のうち市長が委嘱し、又は任命する15人以内の委員で組織します。 (1) 公募による市民 <u>(2) コミュニティを代表する者</u> <u>(3) 学識経験を有する者</u> <u>(4) その他市長その他の執行機関が必要と認めた者</u> 16-4 市長は、前項の規定による委員を委嘱する場合は、<u>公募による委員を委員総数の5分の1以上とする</u>よう努めます。 16-5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間です。 <u>16-6 委員は再任されることができます。</u> <u>16-7前各号に掲げるもののほか、推進評価会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。</u> 17. 条例の見直し 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行います。 18. 委任・経過措置等 18-1 市長は、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めます。	3 推進評価会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。 (1) 公募による市民 <u>(2) 学識経験を有する者</u> <u>(3) その他市長が必要と認める者</u> 4 市長は、前項の規定により委員を委嘱する場合は、<u>委員の総数の5分の1以上を公募による市民とする</u>よう努めるものとする。 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>(実施状況及び実施予定の公表)</u> <u>第14条 市長は、毎年度、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表するものとする。</u> (広聴) 第15条 市長その他の執行機関は、市民参加を推進するため、手紙、電子メール、<u>市民との直接的な対話等</u>により、市民の意向の把握に努めるものとする。 (条例の見直し) 第16条 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとする。 (委任) 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長その他の執行機関</u>が別に定める。 附 則 <u>(施行期日)</u>	・コミュニティを代表する者は、その他市長が認める者に含める ・表現の変更 ・できることなのであえて記載しない ・委任に含まれるため削除

市民会議素案	修正案	変更点
18-2この条例の施行の日に、既に実施され、又は実施のための準備が進められており、正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合は、この条例は適用しません。	1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例の施行の際既に実施され、又は実施のための準備が進められて<u>いる対象事項であって、時間的な制約その他</u>正当な理由により市民参加を求めることが困難<u>と認められるものについては、第 6 条から第 12 条までの規定は、適用しない。</u> <u>(安城市自治基本条例の一部改正)</u> 3 <u>安城市自治基本条例（平成 21 年安城市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第 14 条中「、別に条例で定めるところにより」を削る。</u>	・平成 23 年 4 月 1 日施行 ・安城市自治基本条例の一部改正